

別表第1(第2条関係)

種目	品目	対象者	性能等	基準額 (単位:円)	修理	耐用 年数
介護・ 訓練 支援 用具	簡易浴槽 ※介護保険優先	身体障害者手帳の交付を受けた者であって、下肢又は体幹に係る障害の程度が1級又は2級のもの(常時介護を要する者に限る。)	介護者が、居室等での入浴を容易に行なうことができるものであって、折りたたみ式、立て掛け式等で容易に移動することができ、取水又は排水のための工事を伴わないもの。 (浴槽本体が空気注入式のものとは給付できない)	132,000	●	8年
	電動ベッド(特殊寝台) ※介護保険優先	①身体障害者手帳の交付を受けた者で、下肢又は体幹に係る障害の程度が1級又は2級のもの(常時介護を要する者に限る。) ②指定難病により下肢又は体幹機能に障害のあるもの若しくは寝たきりの状態にあるものであって常時介護を要するもの	サイドレールが取り付けられているもの又は取り付けることが可能なものであって、次に掲げる機能のいずれかを有するもの。 ア 背部及び脚部の傾斜角度が調整できる機能 イ 床板の高さが無段階に調整できる機能	本体のみ:155,000 マットレスセット:162,800	●	8年
	防水シート(特殊マット) ※介護保険優先	①愛の手帳の交付を受けた者で、障害の程度が1度又は2度のもの ②18歳未満の身体障害者手帳の交付を受けた児童で、下肢又は体幹に係る障害の程度が1級又は2級のもの(常時介護を要する者に限る。) ③18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、下肢又は体幹に係る障害の程度が1級又は2級のもの(常時介護を要する者に限る。) ④指定難病により寝たきりの状態にあるもの	失禁等による汚染又は損耗を防止するためマットにポリウレタンラミネートの加工がされたもの	4,950	—	1年
	マットレス	身体障害者手帳の交付を受けた者で、下肢又は体幹に係る障害の程度が1級又は2級のものであって、寝たきりの状態にあるもの(特殊寝台の給付を併せて受ける場合にあつては、このうち障害の状態を考慮して医療職又は専門職が必要と認める者に限る。)	長時間の連続使用に耐え得るほか、保温及び内部の湿気の放出等についても、十分配慮されたもの	52,800	●	3年
	じょくそう防止マットレス ※介護保険優先	①身体障害者手帳の交付を受けた者で、下肢又は体幹に係る障害の程度が1級又は2級のもののうち、主として体位変換が自力でできない者であつて、じょくそうの防止のために必要と判断されるもの ②指定難病により寝たきりの状態にあるもの (①・②いずれの場合も、医療職又は専門職が必要と認める者に限る。)	じょくそうの防止のためのものであつて、エアーマットと送風装置からなり、又はジェル、ウレタン等の素材の減圧による体圧分散効果をもつもの	140,800	●	5年
	採尿器(特殊尿器) ※介護保険優先	①身体障害者手帳の交付を受けた者で、下肢又は体幹に係る障害の程度が1級のもので自力で排尿できないもの ②指定難病により自力で排尿できないもの (①・②のいずれの場合においても、常時介護を要する者に限る。)	センサーで尿を感知し、真空方式で尿を吸引する機器であつて、介護者が容易に使用し得るもの。	男性用 98,000 女性用 101,000	●	5年
	移動用リフト ※介護保険優先	①身体障害者手帳の交付を受けた者であつて、下肢又は体幹に係る障害の程度が1級又は2級のもので移動に介護が必要なもの ②指定難病により下肢又は体幹機能に障害のあるもので移動に介護が必要なもの	吊り具(スリングシート)を装着した障害者(児)を、リフト本体のハンガーにひっかけて吊り上げるにより乗り降り(ベッド、車いす間など)を補助するものであつて介護者が容易に使用できるもの。ただし、天井走行型その他住宅改造を伴うものを除く。	本体599,000 吊具50,000	● —	8年 3年
	訓練いす(児童のみ)	①18歳未満の身体障害者手帳の交付を受けた児童で、下肢又は体幹に係る障害の程度が1級又は2級のものかつ障害の状態を考慮して必要と認められるもの ②18歳未満の愛の手帳の交付を受けたものであつて障害の程度が1度又は2度のもの ③18歳未満の自閉症と診断を受けた児童で障害の状態を考慮して必要と認められるもの	18歳未満の児童の姿勢を保持したり、座位を保つ訓練に利用できるもの。 原則として付属のテーブルをつけるものとする	34,100	●	5年
ポータブルトイレ	①身体障害者手帳の交付を受けた者であつて、下肢又は体幹に係る障害の程度が1級又は2級のもので常時介護を要するもの ②指定難病により常時介護を要するもの	便座、バケツ等からなり、移動可能である便器であつて、介護者が容易に使用し得るもの	21,000	●	5年	

種目	品目	対象者	性能等	基準額 (単位:円)	修理	耐用 年数
介護・訓練支援用具	入浴補助用具 ※自立生活支援用具に定める「入浴補助用具」との併給はできない。 ※介護保険優先	①身体障害者手帳の交付を受け、下肢又は体幹に係る障害者(児)であって、入浴に介助を必要とするもの(③に該当するものを除く。) ②指定難病により入浴に介助を必要とするもの ③身体障害者手帳の交付を受けた者であって、下肢又は体幹に係る障害の程度が1級で、主な移動手段が車椅子であるもの ④愛の手帳1度又は2度の交付を受けたものであって、入浴に介護が必要なもの	浴室において、障害者(児)の移動、座位の保持、浴槽への入水等の介護負担を軽減できる性能を有する用具であって、介護者が容易に使用できるもの。ただし、設置(取り替え)に当たり住宅改修を伴うものを除く。 ①すべり止めマット ②浴槽用手すり ③入浴用いす ④浴槽内いす ⑤浴槽台(バスボード) ⑥浴槽内すのこ ⑦浴室内すのこ ⑧シャワーキャリー ⑨その他専門職による必要性が確認されたもの	90,000 (③に該当する者にあつては、180,000)	●	6年
	移動・移乗・体位交換支援用具 ※自立生活支援用具に定める「移動・移乗支援用具」との併給はできない。 ※介護保険優先	①身体障害者手帳の交付を受けた者で、平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に係る障害を有するもので、家庭内の移動等において介護を必要とするもの(③に該当するものを除く。) ②指定難病により下肢が不自由な者で、家庭内の移動等において介護を必要とするもの(④に該当するものを除く。) ③身体障害者手帳の交付を受けた者で、下肢又は体幹機能に係る障害の程度が1級又は2級で、家庭内の移動等において介護を必要とするもの ④指定難病により進行性の運動機能の低下が見られるものであって、家庭内の移動等において介護を必要とするもの	身体的介護を常時必要とする障害者(児)の、立ち上がり、移乗動作、段差解消、体位交換等の介護負担を軽減できる性能を有する用具であって、介護者が容易に使用でき、必要な強度と安定性を有するもの(障害者のストレンスを活かす用具を含む)。ただし、設置(取り替え)に当たり住宅改修を伴うもの、浴室内で使用するものを除く。 (体位交換に必要な用具の給付対象となるものは、③・④に該当する者に限る)	60,000 (③又は④に該当する者にあつては、120,000)	●	8年
	車いす用雨がっぱ ※自立生活支援用具に規定する「車いす用雨がっぱ」との併給はできない	身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が1級又は2級の者のうち補装具として車椅子の交付を受けたもので日常生活上必要と認められるもの(補装具費の車いす用雨がっぱの給付を受けていない者に限る)	介護者が容易に使用でき、身に着けるものであって、明確に健常者用と区別されたユニバーサルデザイン製品	11,000	—	3年
自立生活支援用具	入浴補助用具 ※介護・訓練支援用具に定める「入浴補助用具」との併給はできない。 ※介護保険優先	①身体障害者手帳の交付を受け、下肢又は体幹に係る障害者(児)であって、入浴動作に配慮が必要なもの ②指定難病により入浴動作に配慮が必要なもの ③愛の手帳の交付を受けた者であって入浴動作に配慮が必要なもの	浴室において、入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者(児)が容易に使用できる以下のものであって、設置(取り替え)に当たり住宅改修が伴わないもの。 ①すべり止めマット ②浴槽用手すり ③入浴用いす ④浴槽内いす ⑤浴槽台(バスボード) ⑥浴槽内すのこ ⑦浴室内すのこ ⑧シャワーキャリー ⑨その他、専門職による必要性が確認されたもの	90,000	●	6年
	移動・移乗支援用具 ※介護・訓練支援用具に定める「移動・移乗・体位交換支援用具」との併給はできない。 ※介護保険優先	①身体障害者手帳の交付を受けた者で、平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に係る障害を有するもので、家庭内の移動等において用具の必要性が確認できるもの(③に該当するものを除く。) ②指定難病により下肢が不自由な者で、家庭内の移動等において用具の必要性が確認できるもの(④に該当するものを除く。) ③身体障害者手帳の交付を受けた者で、下肢又は体幹機能に係る障害の程度が1級又は2級で、家庭内の移動等において用具の必要性が確認できるもの ④指定難病により進行性の運動機能の低下が見られるものであって、家庭内の移動等において用具の必要性が確認できるもの	障害者(児)が自立生活を行うにあたり、転倒予防、立ち上がり動作補助、移乗動作の補助、段差解消等の日常生活上の障壁を解消する性能を有する用具であって、障害者(児)が容易に使用でき、必要な強度と安定性を有するもの。ただし、設置(取り替え)に当たり住宅改修を伴うもの、浴室内で使用するものを除く	60,000 (③又は④に該当する者にあつては、120,000)	●	8年
	便器 ※介護保険優先	身体障害者手帳の交付を受けた者であって、下肢又は体幹に係る障害の程度が1級又は2級のもの	障害者(児)が容易に使用できるものであって、以下のいずれかの機能を有するもの。ただし、設置(取り換え)に当たり住宅改修を伴うものを除く。 ①和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの ②洋式便器の上に置いて高さを補うもの ③電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの。	14,500	●	8年
	T字状・棒状のつえ ※介護保険優先	下肢・体幹・平衡・移動機能の身体障害者手帳の交付を受け、歩行困難な身体状況にあるものであって、用具の使用により単独での歩行が可能となるもの(障害者支援施設入所中の者も含む。) (厚生年金で受給されている場合は、給付の対象とならない。)	主体が軽金属又は木材のもの一本のみの使用で歩行を安定させることができ、障害者(児)が容易に使用できるもの(夜光材なども含む)	5,000	●	3年
頭部保護帽 ※介護保険優先	障害者手帳所持者(手帳の種別は問わない)で、てんかんなどの発作又は身体の状態により歩行が不安定などの理由により頻りに転倒するため用具の必要があるもの(障害者支援施設入所中の者も含む) (厚生年金で受給されている場合は給付の対象とならない)	転倒の衝撃から頭部を保護することができるもので、既成品のもの(衝撃吸収が可能な商品であればユニバーサルデザイン製品でも可)	12,525	●	3年	
		転倒の衝撃から頭部を保護することができるもので、オーダーメイドのもの(原則として不脱ベルト付きのもの)	37,853			

種目	品目	対象者	性能等	基準額 (単位:円)	修理	耐用 年数
自立生活 支援用具	洗浄機能付便座 (特殊便器)	①身体障害者手帳の交付を受けた者で、上肢に係る障害の程度が1級又は2級のもの ②愛の手帳の交付を受けた者であって、障害の程度が1度又は2度のもの ③指定難病より上肢機能に障害のあるもの (①～③のいずれの場合も、障害者のみの世帯に限る。)	洗浄機能のついた便座であって、自立生活を営む障害者が容易に使用できるもの。ただし、取付にかかる工事費等は除く。	134,200	●	8年
	火災警報器	①身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が1級又は2級のもの ②愛の手帳の交付を受けたものであって、障害の程度が1度又は2度のもの (①・②のいずれも、原則として火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する者に限る。)	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせるもの	31,000	●	8年
	自動消火装置	①身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が1級又は2級のもの ②愛の手帳の交付を受けた者であって障害の程度が1度又は2度のもの ③指定難病に罹患している者 ④精神保健福祉手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が1級のもの (①～④までのいずれも、原則として火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する者に限る。)	火災の感知から消火までを全自動で行うことができるもの	36,300	—	8年
	歩行時間延長信号機用小 型送信機	身体障害者手帳の交付を受けた者で、視覚障害に係る障害の程度が1級又は2級のもの	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもので、携帯式の送信機により、交通弱者用信号機の歩行者青信号の時間が通常より長くなるもの	12,000	●	10年
	聴覚障害者屋内信号装 置	身体障害者手帳の交付を受けた者で、聴覚障害に係る障害の程度が2級のもの(原則として、聴覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する者で、日常生活上必要と認められる者に限る。)	来客、電話、乳児の泣き声、火災警報などを光・振動・音で知らせることができるもの	110,000	●	10年
	フラッシュチャイム	身体障害者手帳の交付を受けた者で、聴覚又は音声、言語機能に係る障害の程度が3級以上のもの(日常生活上必要と認められる者に限る)	送信機からの信号を、離れた場所の受信機が光で知らせることができるもの	6,000	●	10年
	生活支援自助具	①身体障害者手帳の交付を受けた者 ②愛の手帳の交付を受けた者 ③精神保健福祉手帳の交付を受けた者 ④医師意見書等により発達障害の診断が確認できる者 ①～④までのいずれの場合も、日常生活上用具の使用が必要と認められる者に限る (障害者支援施設入所中の者も含む)	食事(調理)や入浴、着替え、排泄等の基本動作や、歯磨きや爪切り、整髪等の身だしなみを整える動作を、障害者(児)が自分で簡単に行うことができる支援用具であって、障害特性を考慮(形状が工夫されている)した製品または、明確に健常者用と区別されたユニバーサルデザイン製品	20,000	—	2年
	車いす用雨がっぱ ※介護・訓練支援用具に規 定する「車いす用雨がっぱ」 との併給はできない	身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が1級又は2級の者のうち補装具として車椅子の交付を受けたもので日常生活上必要と認められるもの(補装具費の車いす用雨がっぱの給付を受けていない者に限る)	自立生活を行う、障害者(児)が容易に使用でき、身に着けるものであって明確に健常者用と区別されたユニバーサルデザイン製品。	11,000	—	3年
UV防護服	①色素性乾皮症(指定難病)の者で、日常生活上必要と認められるもの ②難病により色素性乾皮症と同様の症状を引き起こす恐れのある者で、日常生活上必要と認められるもの (②の場合、医師の意見書等により必要であることが認められるものに限る。)	色素性乾皮症、紫外線アレルギー、光線過敏症、SLEなど、紫外線に当たれない病気の方に向け制作された製品(一般販売の製品は対象外)	33,000	—	3年	

種目	品目	対象者	性能等	基準額 (単位:円)	修理	耐用 年数
在宅療養等支援用具	透析液加温器	身体障害者手帳の交付を受けた者で、人工透析を必要とするもの(自己連続携帯式腹膜灌流患者に限る。)	自己連続携帯式腹膜灌流療法による人工透析に使用する加温器で透析液を複数本同時に、適温に加温し、かつ、保温ができるもの	51,500	●	5年
	ネブライザー(吸入器)	①身体障害者手帳の交付を受けた者で、呼吸機能障害に係る障害の程度が3級以上のもの又は同程度の身体障害者(児) ②指定難病により呼吸器機能に障害のあるもの (①・②のいずれも、医師の意見書等により常態として必要であることが認められる者に限る。)	薬液を霧状に噴霧する機能を持つもので、医師の指導により安全が確保できるもの	22,000 (長時間連続使用が必要な者にあつては、62,590)	●	3年
	電気式たん吸引器	①身体障害者手帳の交付を受けた者で、呼吸機能障害に係る障害の程度が3級以上のもの又は同程度の身体障害者(児) ②指定難病により呼吸器機能に障害のあるもの (①・②のいずれも、医師の意見書等により常態として必要であることが認められる者に限る。)	口腔・鼻腔・気管内の痰等を吸引する機能を持つものであつて、医師の指導により安全が確保できるもの	52,000	●	3年
	音声式体温計	身体障害者手帳の交付を受けた者で、視覚障害に係る障害の程度が1級又は2級のもの(日常生活上必要と認められる者に限る。)	音声等による案内機能を持つもの	9,000	●	5年
	視覚障害者用体重計	身体障害者手帳の交付を受けた者で、視覚障害に係る障害の程度が1級又は2級のもの(日常生活上必要と認められる者に限る。)	音声等による案内機能を持つもの	15,300	●	5年
	パルスオキシメーター	①身体障害者手帳の交付を受けた者で、呼吸器機能障害若しくは心臓機能障害の程度が3級以上のもの又は同程度の障害を有するものであつて、在宅酸素療法者又は人工呼吸器装着者 ②指定難病により人工呼吸器の装着が必要な者 (①・②のいずれも、医師の意見書等により常態として必要であることが認められる者に限る。)	障害のある方が容易に使用できる、動脈血中の酸素飽和濃度を計測することができるもの	9,980 (難病患者等であつて特殊な受診部分又は、常時モニタリングが必要な者にあつては、157,500)	●	5年
	視覚障害者用音声血圧計	身体障害者手帳の交付を受けた者で、視覚障害に係る障害の程度が1級又は2級のもの(日常生活上必要と認められる者に限る。)	音声等による案内機能を持つもの	9,680	●	5年

種目	品目	対象者	性能等	基準額 (単位:円)	修理	耐用 年数
情報・ 意思疎 通支 援用 具	携帯用会話補助装置	①原則として次の全ての要件を満たす身体障害者手帳の交付を受けている者 (1)音声機能障害若しくは言語機能障害者(児)又は肢体不自由者(児)であること。 (2)音声言語に著しい障害があること。 (3)コミュニケーションの手段としてその必要性が認められ、かつ、単独での基本操作が可能であること等が作業療法士、言語聴覚士等により確認されていること。 ②コミュニケーションの手段としてその必要性が認められ、かつ、単独での基本操作が可能であること等が作業療法士、言語聴覚士等により確認されている知的障害者(児)・発達障害者(児)・精神障害者(児) (障害者支援施設入所中の者も含む。)	ことばを音声、文字又は絵に変換する機能を有し、障害者(児)が容易に使用し得る携帯式のもの(アプリ等のソフトウェア版を含む。)	198,000	●	5年
	視覚障害者用ディスプレイ	身体障害者手帳の交付を受けた視覚障害者であって、必要があると認められ、かつ、単独での基本操作が可能であることが視覚障害者更生相談所、視覚障害者更生訓練施設等の職員により確認されたもの	文字や画面情報を点字・眼鏡投影・網膜投影型等により示すことができるもの。	240,000	●	8年
	点字器	視覚障害に係る身体障害者手帳の交付を受けた者で、点字器を使用するもの (障害者支援施設入所中の者も含む)	据置式または携帯式で、点字を書くための補助機能を持つもの	12,745	●	5年
	DAISY図書再生機	①身体障害者手帳の交付を受けた者で、視覚障害に係る障害の程度が1級又は2級のもの ②愛の手帳の交付を受けた者で、障害の程度が1度又は2度のもの ③医師意見書等により、失語症、学習障害、認字障害であることが確認できる者であって、①～③までのいずれの場合も、単独での基本操作が可能であると作業療法士、言語聴覚士等により確認されているもの	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生並びに当該方式による録音又は当該方式に対応したオンラインサービスの利用が可能な製品であって、障害者(児)が容易に使用し得るもの	85,000	●	8年
	音声色彩判別装置	身体障害者手帳の交付を受けた者で、視覚障害者の程度が1級又は2級のもの(単独での基本操作が可能であるものに限る。)	色彩を音声で知らせる事ができ、視覚障害者(児)が容易に使用できるもの	55,000	●	8年
	視覚障害者用読書器	身体障害者手帳を交付された視覚障害者(児)で、身体障害者更生相談所、視覚障害者更生訓練施設等の視覚障害専門職員から指導を受け、この装置(ソフトウェアを含む。)を使うことによって、文字等を読むことが可能となるもの	文字等を簡単に拡大してモニター等に映し出せるもの又は、文字などを認識し、音声信号に変換して出力することができるもの	据置型 239,000 携帯型 198,000 (OCR等のPC用ソフトウェアにあっては、90,000)	●	8年
	視覚障害者用時計	身体障害者手帳の交付を受けたもので、視覚障害に係る障害の程度が1級又は2級のもの(単独での基本操作が可能であるものに限る。)	触読、触感または音声による案内により、現在時刻等の確認ができるもの	13,900	●	8年
	聴覚障害者用通信装置 (FAX)	身体障害者手帳の交付を受けた者で、聴覚又は音声、言語機能に著しい障害を有する者で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの (単独での基本操作が可能であるものに限る。)	電話回線を用いて遠隔地間で文字・画像等を送受信することができ、内蔵された印刷装置で紙に印刷することができるもの	25,740	●	5年
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害に係る身体障害者手帳の交付を受けた者で、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者(児)用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者(児)向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	88,900	●	6年
	聴覚障害者用目覚まし時計	聴覚障害に係る障害の程度が3級以上の身体障害者手帳の交付を受けた者。	シェーカーを枕の下などに設置し、起床時刻を振動により知らせることができるもの	7,700	●	10年
人工内耳用音声信号処理装置(スピーチプロセッサ) ※交換	人工内耳装用者(児)で、装用または交換から5年経過しているもの	医療機関より医療保険等の給付制度を利用して本装置の交換ができないと判断され、損害保険などの適用も受けられない場合に限り交換に係る費用を助成する。	交換(片耳):300,000 修理:補装具費制度	—	5年	

種目	品目	対象者	性能等	基準額 (単位:円)	修理	耐用 年数
情報・意思疎通支援用具	人工喉頭	音声・言語機能障害に係る身体障害者手帳の交付を受けた者で、喉頭を摘出しているもの (障害者支援施設入所中の者も含む。)	呼吸によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの	5,150 気管カニューレ付 8,343	●	4年
			顎下部分等にあてた電動板を駆動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの(電池・充電器を含む。)	72,203	●	5年
			常時埋込型人工喉頭の一部として使用することで発声を可能とするもの(医療保険適用外となった者にのみ給付する)	23,250	—	—
	情報・通信支援用具	画面読上げ(スクリーンリーダ-)・音声ブラウザ 音声メーラー PC等周辺機器 その他	視覚障害又は上肢に係る障害の程度が1級又は2級の障害者手帳の交付を受けたもので、日常的にパーソナルコンピュータの各アプリケーションソフト及び周辺機器を操作し、かつ、単独での基本操作が可能であることが作業療法士又は視覚障害者更生相談所、視覚障害者更生訓練施設等の職員により確認されたもの また、アプリケーションソフトの給付に当たっては、別に定める「情報・通信支援用具給付(視覚障害者対象)に関する調査票(第1号様式)」において給付の必要性が確認できたものに限る。	パーソナルコンピュータの画面に表示された文字情報を読み上げるもので、画面内容を読みやすく設定することができるもの	66,000 (一定期間の利用権を得て使用する場合には、13,200)	—
パーソナルコンピュータでのメールの送受信等を音声により補助するもの				19,800 (一定期間の利用権を得て使用する場合には、3,960)	—	
上肢障害者のパーソナルコンピュータ等(スマートフォン及びタブレット含む。)の使用を補助するものであって一般的な製品でないもの。				100,000	—	
上記の他、障害者のパーソナルコンピュータ等(スマートフォン及びタブレット含む。)の操作を支援し、情報取得の利便性を向上させるもの				50,000 (一定期間の利用権を得て使用する場合には、10,000)	—	
点字図書	視覚障害の障害者手帳の交付を受けた者であって、点字により情報の入手をしているもの	点や凹みで文字を表現している図書であって指で触れることで読み取る事ができるもの。(月刊又は週刊等で発行される雑誌を除く)	年間6タイトル24冊まで 但し、辞書等一括して購入しなければならないものを除く。 (原本となる書籍代は自己負担)	—	1年	
大活字図書	視覚障害の障害者手帳の交付を受けた者であって、大きな活字で表記された図書が必要なもの	14~22ポイント程度の文字サイズで作られている図書であって行間、文字間隔の調整、字体に配慮がされたもの(月刊又は週刊等で発行される雑誌を除く。)	年30,000を上限 (原本となる書籍代は自己負担)	—	1年	

種目	品目		対象者	性能等	基準額 (単位:円)	修理	耐用 年数
排泄管理 支援用具	ストマ装具	消化器系	ぼうこう・直腸・小腸機能障害に係る身体障害者手帳の交付を受けた者でストマ用装具を使用するもの (障害者支援施設入所中の者も含む。)	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋で、袋を身体に密着させるラテックス製又はプラスチックフィルム製のもの(皮膚保護剤・洗腸用具等のケア用品を含む。)	12,450	—	—
		泌尿器系		低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋で尿処理用のキャップが付いており、かつ、ラテックス製又はプラスチックフィルム製のもの(皮膚保護剤等のケア用品を含む。)	13,650	—	—
	紙おむつ等		①ぼうこう・直腸・小腸機能障害に係る身体障害者手帳の交付を受けた者で、ストマの著しい変形若しくはストマ周辺の著しい皮膚のびらんのためストマ用具を装着できない者 ②身体障害者手帳に脳原性運動機能障害または脳性麻痺の記載があり、全身性障害及び排尿又は排便の意思表示が困難な者 ③二分脊椎による排尿機又は排便機能障害があり、導尿カテーテル又は医療用アナルプラグを必要とするものであって医療保険の適応を受けていない者 (障害者支援施設入所中の者も含む。)	給付できる用具・ケア用品は以下のとおり ①紙おむつ ②脱脂綿 ③さらし ④ガーゼ ⑤洗腸装具 ⑥導尿カテーテル ⑦医療用アナルプラグ ※ただし、導尿カテーテル又は医療用アナルプラグの給付は対象者要件③に該当するものに限る。	12,000	—	—
	収尿器	男性用	膀胱機能障害又は肢体不自由に係る身体障害者手帳の交付を受けた者で、収尿器を使用するもの (障害者支援施設入所中の者も含む)	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置を付けるラテックス製又はゴム製のもの	普通型 7,931	—	—
女性用		普通型(耐久性ゴム製採尿袋を有するもの) 簡易型(ポリエチレン製の採尿袋導尿ゴム管付) ※採尿袋20枚を1組とする		8,755 6,077			
住宅 改修費	小規模改修		①原則として6歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、下肢又は体幹に係る障害の程度が3級以上のもの(特殊便器への取替えについては、上肢障害2級以上の者) ②原則として6歳以上の者で、指定難病により下肢又は体幹機能に障害のあるもの (①・②のいずれも介護保険の対象となる者は、介護保険の制度が優先される。)	(1)手すりの取付け (2)床段差の解消 (3)滑り防止及び移動の円滑化等のための床材の変更 (4)引き戸等への扉の取替え (5)洋式便器等への便器の取替え (6)その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	200,000	—	—
	住宅生活動作補助用具 ※介護保険優先		①原則として6歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、下肢又は体幹に係る障害の程度が2級以上のもの ②補装具として車いすの交付を受けた内部障害者 (介護保険の対象となる者は、介護保険の制度が優先される。)	玄関等の住宅設備の改修を伴うものとして区長が認める用具の給付及び改修工事	641,000	—	—
	屋内移動設備		①身体障害者手帳の交付を受けた者で、上肢、下肢又は体幹に係る障害の程度が1級であって歩行が著しく困難なもの ②補装具として車いすの交付を受けた内部障害者	簡易設置型及び天井走行型リフト、階段昇降機等の屋内の移動にかかる設備	本体979,000 吊具50,000 工事費353,000	●	—

種目	品目	対象者	性能等	基準額 (単位:円)	修理	耐用 年数
区 が 特 別 に 給 付 を 認 め て い る 製 品 (多 機 能 用 具)	電気式たん吸引器、 ネブライザー両用器	以下の用具全ての対象者要件を満たし、用具の給付を受けていない場合に限る。 ①電気式たん吸引器 ②ネブライザー		92,400 (ネブライザーの長時間利用者の場 合は、140,400)	●	3年
	リードミーがらす	以下の用具全ての対象者要件を満たし、用具の給付を受けていない場合に限る。 ①視覚障害者用読書器 ②情報・通信支援用具(画面読み上げ)	株式会社ラビット社製品:リードミーがらす	247,500	●	8年
	よみあげ名人	以下の用具全ての対象者要件を満たし、用具の給付を受けていない場合に限る。 ①視覚障害者用読書器 ②情報・通信支援用具(画面読み上げ)	アイネット社製品:よみあげ名人	198,000	●	8年
	ブレイルメモ	以下の用具全ての対象者要件を満たし、用具の給付を受けていない場合に限る。 ①視覚障害者用ディスプレイ ②DAISY図書再生機 ③視覚障害者用時計	ケージーエス株式会社製品:ブレイルメモスマートair16	349,800	●	8年
	ブレイルセンス	以下の用具全ての対象者要件を満たし、用具の給付を受けていない場合に限る。 ①視覚障害者用ディスプレイ ②DAISY図書再生機 ③視覚障害者用時計 ④視覚障害者用読書器(携帯型)	ケージーエス株式会社製品:ブレイルセンスシックス	398,000	●	8年
	センスプレイヤー	以下の用具全ての対象者要件を満たし、用具の給付を受けていない場合に限る。 ①DAISY図書再生機 ②情報・通信支援用具(その他) ③視覚障害者用読書器(携帯型) ④視覚障害者用時計	有限会社 エクストラ社製品:センスプレイヤー	99,800	●	8年
	センスプレイヤーライト	以下の用具全ての対象者要件を満たし、用具の給付を受けていない場合に限る。 ①DAISY図書再生機 ②情報・通信支援用具(その他) ③視覚障害者用時計	有限会社 エクストラ社製品:センスプレイヤーライト	85,000	●	8年
	網膜投影型ディスプレイ	以下の用具全ての対象者要件を満たし、用具の給付を受けていない場合であって、医師意見書により用具の利用が適当であることが確認できる場合に限る。 ①視覚障害者用ディスプレイ ②視覚障害者用読書器(携帯型)	QDレーザ社製品:RETISSA Display II QLEWV01-1001	395,000	●	8年
	暗所視支援眼鏡	以下の用具全ての対象者要件を満たし、用具の給付を受けていない場合であって、医師意見書により夜盲又は視野狭窄であることに加え、用具の利用が適当であることが確認できる場合に限る。 ①視覚障害者用ディスプレイ ②視覚障害者用読書器(携帯型)	HOYA社製品:HOYA MW10 HiKARI	395,000	●	8年
	オーカムマイアイ2	以下の用具全ての対象者要件を満たし、用具の給付を受けていない場合に限る。 ①視覚障害者用読書器(携帯型) ②音声色彩判別装置 ③視覚障害者用時計	システムギアビジョン社製品:オーカムマイアイ2	298,000	●	8年